

## 各市町村における県と連携した取組の実施

【法24条第9項 協力要請】

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 市町村におかれましては、オミクロン株対応ワクチン等を希望する方が接種できるよう、引き続き体制整備をお願いします。
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。
- 地元市町村で行われるイベントについて、県の基準を満たさないものは、対処方針の要請に沿って見直すか自粛を促すこと。

## 学校等へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気を行うとともに、屋外で周囲に人がいなければマスクを外すなど場面に応じた適切なマスクの着脱を周知する。
- 卒業式においては、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」に沿った対応をお願いします。
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 部活動は、感染対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 部活動の実施中以外の練習場所や部室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団で飲食する場面やバスなどでの移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。
- 未就学児・小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECO」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。

# 3月13日からマスク着用の考え方が変わります！

2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方を見直し等について」が決定されました。

なお、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは、4月1日から適用されます。

## 1. 着用は個人・事業者の判断へ

- これまで、行政がマスクを着用すべき場面を定め、マスク着用を呼びかけてきましたが、3月13日以後は、マスク着用を個人・事業者の判断に委ねる形に変わります。
- 事業者において、感染対策又は事業上の理由から利用者又は従業員にマスク着用を求めることは許容されるとしております。

## 2. 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨します。
  - ・医療機関受診時
  - ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ・通勤ラッシュ時等混雑したモノレールやバスに乗車する時

## 3. 症状がある場合、必ずマスク着用！

- 症状がある者、検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者が、通院等やむを得ず外出をする時には、周囲の者に感染を広げないため、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。
- また、マスク着用の考え方を見直されても、感染症法上の位置づけが変更されるまでの間は、引き続き、検査陽性者や濃厚接触者は外出自粛をお願いします。

## 4. 引き続き基本的な感染対策へのご協力をお願いします

- マスク着用の考え方を見直されても、基本的な感染対策は重要です。
- 引き続き、「密集・密接・密閉」の回避、換気、手指消毒などの感染対策をお願いします。
- 毎日の健康観察を行い、発熱、のどの痛み、咳など少しでも症状がある場合、外出を控えてください。